

## 南箕輪村地域公共交通会議設置要綱

平成20年10月9日

告示第52号

南箕輪村地域公共交通会議設置要綱を次のように定め、平成20年10月9日から施行する。

(趣旨)

第1条 地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、南箕輪村地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 村長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 住民又は利用者の代表者
- (5) 北陸信越運輸局長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、長野県警察、その他交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任させることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、村長を充て、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代表する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者に交通会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 交通会議は、原則として公開とする。

(書面開催)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、議事の概要を記載した書面により委員の意見を聴取し、又は賛否を問い、交通会議の開催に代えることができる。

- (1) 緊急の必要があり交通会議の会議を招集する暇がない場合
- (2) 災害その他やむを得ない理由により交通会議の会議を招集することができない場合
- (3) 交通会議で協議が調った事項に係る軽微な変更その他会長が軽微と認める事項を協議する場合

2 前項の場合における交通会議の議事については、前条第4項の規定を準用する。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第9条 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、料金等について協議及び決定を行うため、交通会議に運賃協議分科会（以下「分科会」という。）を置く。

2 分科会は、次に掲げるものを構成員とする。

- (1) 村長
- (2) 運賃、料金等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 住民又は利用者の代表者
- (4) 北陸信越運輸局長又はその指名する者

3 分科会には分科会長を置き、村長を充てる。

4 分科会の運営については、第6条第1項から第4項までの規定を準用する。この場合において、「交通会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

5 分科会の決定事項は、交通会議に報告するものとする。

6 分科会は、協議する事案が軽微な場合にあっては、開催しないことができる。

(幹事)

第10条 交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、交通会議で選任する。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、地域づくり推進課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。